

# 白浜町宿泊税制度案の概要（宿泊施設の皆さまへ）

※本資料は現在白浜町が進めている宿泊税制度（案）の概要です。今後、パブリックコメント等を経て町議会に条例案を提出する予定です。

## 宿泊税導入の背景

観光産業は町にとって大切な基幹産業です。観光客が訪れることで、地域経済や産業の活性化につながっています。一方、町の人口は2025年から2045年にかけて約27%減少することが予想され、町の税収の減少や国から配分される地方交付税(※)の大幅な減少が見込まれています。

このような状況の中、町では観光施策を継続的に実施していくため、新たな自主財源として宿泊税の導入を検討してきました。

※地方交付税とは、自治体が一定の行政サービスを提供できるよう、国が税収の一部を配分する制度です。

## 白浜町における宿泊税とは

全国有数の国際観光立町「白浜」をめざし、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、**住民生活と調和した持続可能な観光振興**を図る施策に要する費用に充てるため、白浜町が独自に課税する地方税(法定外目的税)です。

## 課税対象者

白浜町内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業の届出をして事業を営む住宅)に宿泊された方

## 課税免除

- ①年齢12歳未満の方
- ②修学旅行などの学校行事に参加する方
- ③災害などにより避難が必要な方
- ④公益上、その他の事由により規則で定める方

## 税額

宿泊者1人1泊につき宿泊料金に応じて課税します。

宿泊料金	税額
宿泊料金が10,000円未満	200円
宿泊料金が10,000円以上20,000円未満	300円
宿泊料金が20,000円以上50,000円未満	500円
宿泊料金が50,000円以上	1,000円

※宿泊料金とは食事代や消費税、入湯税等を含まない「素泊まり料金」のことです

条例施行後3年、その後は5年ごとに社会情勢などを考え、見直しを行います。

## 徴収方法

特別徴収  
(宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し白浜町へ申告・納入していただく方法です)

## 申告期限

毎月末日までに前月分を申告し納入していただきます。  
※一定の要件を満たした場合は特例あり

宿泊税導入に伴う事務負担を考慮し、特別徴収義務者(宿泊事業者)への交付金等を検討しています

## 特別徴収交付金

納付期限内に申告額を納入された場合、納入された額の3%(納入額の2.5%を基本とし、宿泊税導入当初は0.5%を加算)を特別徴収交付金として交付します。

## システム整備費等補助金

既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助します。

補助金額：上限100万円(50万円までは全額補助、50万円を超える部分は1/2補助になります)

## 宿泊税の用途一例

- ・**観光資源魅力向上**(観光資源魅力向上事業、環境保全等事業)
- ・**情報発信の充実**(国内外プロモーション強化事業)
- ・**旅行者の受入環境の充実**(観光施設整備等事業、まちなかにぎわい創出事業、二次交通体制整備強化事業)
- ・**誘客促進**(観光イベント等充実事業、誘客促進事業、MICE等誘致強化事業)
- ・**まちなみ景観整備**(温泉街周辺まちなみ整備事業)
- ・**その他観光振興を図る施策**(観光データの収集や分析および活用、持続可能な観光地域づくり、有事への備え等)

## 今後の予定

- 令和8年4月 制度案等のパブリックコメント(4/30まで意見募集)
- 令和8年6月 条例提案(町議会)、総務大臣協議、制度周知
- 令和9年3月 3/1徴税開始(予定)

※上記のほか、宿泊事業者を対象とした特別徴収義務者説明会を開催します

制度案の概要や納税に関するお問い合わせ：白浜町税務課 TEL 0739-43-6584(直通)

補助金や宿泊税の用途に関するお問い合わせ：白浜町観光課 TEL 0739-43-6588(直通)